

障がい者差別解消に資する取組の事例集

令和4年7月11日

秋田市障がい者差別解消支援地域協議会

目 次
(分 類)

- 1 秋田市視覚障がい者協会 1 ページ
(当事者団体としての取組)
- 2 秋田市ろうあ協会 2 ページ
(当事者団体としての取組)
- 3 秋田市身体障害者協会 3 ページ
(当事者団体としての取組)
- 4 秋田市手をつなぐ育成会 4 ページ
(当事者団体としての取組)
- 5 公立大学法人秋田公立美術大学 5 ページ
(合理的配慮、バリアフリー)
- 6 秋田公共職業安定所 6 ページ
(周知啓発)
- 7 秋田県警察本部 7 ページ
(交流、理解促進)
- 8 秋田商工会議所 8 ページ
(合理的配慮)
- 9 秋田市社会福祉協議会 9 ページ
(合理的配慮、専門的な支援)
- 10 秋田県立秋田きらり支援学校 10 ページ
(当事者団体としての取組)
- 11 秋田弁護士会 11 ページ
(相談体制の整備、バリアフリー)
- 12 秋田中央交通株式会社 12 ページ
(合理的配慮)
- 13 秋田市 13 ページ
(理解促進、周知啓発)

1 秋田市視覚障がい者協会での取組事例（事業）について

- (1) 定期総会
- (2) 広報発行2回（7月・12月）
- (3) 生活環境調査の実施
- (4) 生活困りごと相談の実施
内容 老後の健康、金銭、人間関係など不安を感じている会員の方の参考になるよう、「心の健康教室」
- (5) 奉仕活動の実施
内容 マッサージ奉仕活動
場所 土崎本山町内会館
- (6) 市身障協委託料理教室の実施
場所 秋田県心身障害者総合福祉センター 2階調理室および和室
内容 コンビニ食材を使って出来る簡単クッキング
- (7) 市内小学校での盲導犬啓発活動

障がい当事者団体として取り組んでいる事例

2 秋田市ろうあ協会での取組事例（事業）について

- (1) 聴覚障がいは見た目では分かりにくいいため、聴覚障がいについて理解されるよう社会参加の促進につながる活動を行っている。
- (2) 聴覚に障がいのある人の情報を保障する「手話奉仕員養成事業」に協力し、聴覚障がいに対する理解を深める活動をしている。

3 秋田市身体障害者協会での取組事例

(1) 協会の事業について

①秋田市身体障がい者福祉大会（市との共催事業）

秋田市内の身体障がい者（協会会員は勿論のこと、秋田市在住の身体障がい者）が一堂に会し、大会を通して互いに交流、社会参加の促進と自立意識を高めると共に、市民の障がい者に対する理解を深めることを目的とする。

②秋田市身体障がい者スポーツ大会（市との共催事業）

協会会員を問わず市内在住の身体障がい者がスポーツ（グラウンドゴルフ、軽スポーツ）を行うことにより健康の維持と相互の交流、社会参加の促進を図ると共に広く市民の障がい者に対する理解を深めることを目的とする。

③秋田市身体障がい者ゲートボール大会

当協会独自の事業で、ゲートボール競技を通し会員相互の交流や健康維持を図ると共に自立意識の高揚、自主参加者（趣旨に賛同し、参加した一般障がい者）により協会会員の拡大を図ることを目的とする。

④合同交流会

協会独自の事業で、発足当初の目的は、単独で事業等が出来ない区会（支部）会員を主として施設見学や講演等を開催、その後懇親会を行う。会員相互の交流や社会参加の意識を高めることを目的とする。現在は協会会員全体を対象として開催している。

⑤ふれあいの集い

年末の時期に開催、会員相互の交流を通し、健康維持や社会参加の意識の高揚、更なる親睦を深めることにより協会の強化を高めることを目的とする。

(2) 障がい者団体として意見交換会への参加

市立秋田総合病院改築のことについて、改築される内容等について担当者から説明を受け、図面を参照に意見交換を行いました。（会長、車いす部会会長出席）

時間的な制約や、図面を初めて見ることもあり、多くの意見は出まらなかったが、車いす専用駐車場の増設やトイレの位置等について要望いたしました。今後、障がい者団体等との意見交換会などを設定される予定があるとすれば、参考になるのではないかと考えます。

4 秋田市手をつなぐ育成会での取組事例（事業）について

知的・発達障がい理解啓発キャラバン隊「こまちほ～ぷ隊」の活動について

知的障がい児者の保護者会であります一般社団法人秋田市手をつなぐ育成会では、知的障がい児者を取り巻く地域における共生社会の実現と差別の解消の推進のために、令和3年に知的・発達障がいの理解啓発キャラバン隊「こまちほ～ぷ隊」を若いお母さん達を中心になって立ち上げ、令和4年度から本格的な活動を開始しております。

「こまちほ～ぷ隊」は知的あるいは発達障がい児者にみられる、コミュニケーションや対人関係の困難さ、こだわりの強さ、感覚に関する過敏性や鈍感性、集中することが難しい、パニックを起こしやすい、あるいは、文字や文章の意味を理解することが難しい、などといった様々な障がいの特性を、わかりやすく、ユーモアを交えながら、寸劇や簡単な演習によって、ご参加の皆様疑似体験していただくことで障がいの理解を進める、といった公演活動を行っております。

我々、一般社団法人秋田市手をつなぐ育成会の会員は、このような活動を通じて、障がいのある人もない人も共に幸せに暮らせ、差別や虐待のない世の中になってもらいたいという切なる願いがあります。そして今後、公演活動を継続していくことにより地域の一人でも多くの方に、知的障がいや発達障がい児者について理解していただき、そしてまた、彼らを温かく見守っていただければという思いがあります。

一般の市民の方々はもちろん、できれば地域の福祉関係者や民生委員の方々、そして小・中・高等学校の普通学級の生徒さん、あるいは警察・消防の方々など、障がいを持つ人々に接する機会のある方にも、是非、「こまちほ～ぷ隊」の公演にご参加いただければありがたく存じます。あるいは、ご研修などの折にでも、当方に出前公演のお声掛けをいただけましたら、「こまちほ～ぷ隊」は公演をしに、喜んで出向かせていただく所存でございます。

何卒、宜しくお願い致します。

5 公立大学法人秋田公立美術大学での取組事例

本学では、学内に2台設置しているエレベーターが車いす対応になっているほか、段差解消のためのスロープや車いす対応トイレを設置するなど、障がいのある学生等が利用できるように配慮している。

また、学生募集要項には身体に障がいのある入学志願者との事前相談について記載し、配慮している。

6 秋田公共職業安定所での取組事例

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、「雇用の分野での障害者差別が禁止」されており、厚生労働省作成のリーフレットについて、ハローワーク秋田広報誌への掲載や、事業所訪問時や事業主を集めてのセミナー等において、リーフレットを活用した「障害者差別の禁止」の周知・啓発を継続して実施しております。

7 秋田県警察本部での取組事例

(1) 取組事例

警察学校の学校生による支援学校での活動。

(2) 目的

障がい者に対する理解を深め、適切な警察活動に資することを目的とする。

(3) 実施場所

秋田県秋田きらり支援学校

(4) 参加者

ア 警察学校初任科短期課程 27人

イ 同 校初任科長期課程 26人

(5) 内容

支援学校の小中高等部の各学級を訪問し、「朝の会」のほか、音楽や英語、家庭科などの授業に参加して、触れ合うことで、障がい者に対する理解を深めた。

(6) その他

警察学校では、このほかにも部外講師（秋田県立医療療育センター職員等）による教養も実施している。

8 秋田商工会議所での取組事例

商工会議所検定試験の実施にあたり、障がいなどを持つ方の事前の申請に基づき特別対応を実施している。

【これまでの特別対応の例】

(1) 視覚に障がいのある方

対応例：解答用紙の拡大
試験時間の延長
補助器具（ルーペ）の使用

(2) 精神に障がいのある方（書痙〔しょけい〕）

対応例：解答用紙の拡大

(3) 肢体不自由の方

対応例：個人所有のパソコンによる解答
試験施行時間の延長

(4) 適応障がいのある方、注意欠陥多動性障がいのある方、発達障がいのある方、知的障がいのある方、階段昇降等労作時に呼吸困難に陥るおそれのある方、妊娠中の方など

対応例：別会場（本部・秋田商工会議所）にて受験
試験委員として職員1名が個別対応

9 秋田市社会福祉協議会での取組事例

- (1) 窓口に筆談で対応できるよう、電子メモやメモ用紙を用意している。
- (2) 本会が秋田市全戸に配布する広報誌のカラーや字体は、ユニバーサルデザインを採用している。
- (3) 老人福祉センター利用者で車いすが必要な方のために車いすを設置している。
- (4) 在宅で車いすを必要な方に車いす等の福祉機器を無料で貸出している。
- (5) 車いすに乗ったまま乗降できる軽移送車を無料で貸出している。(燃料代は自己負担)
- (6) あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などを記入した医療情報カードを専用の容器に入れ、万一のときに、その情報を救急医療に活かす「救急医療情報キット」を希望する方へ無償で配布している。
- (7) 障がい者などを対象とした生活福祉資金の貸付を行っている。
- (8) 身寄りの協力等がなく自力で除雪できない世帯に除雪支援を行っている。
- (9) 日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活できるよう成年後見制度の利用促進や権利擁護支援、日常の金銭管理などの日常生活自立支援事業、市社協が成年後見人等を受任する法人後見などを行っている。
- (10) ホームヘルパーの派遣を行っている。
- (11) さまざまな相談を受け付けする相談センターを開設している。
- (12) 一人暮らし等で特に見守りが必要な世帯に地域住民の協力を得て、見守りネットワーク事業を行っている。
- (13) 急な病気、ケガ等で身の回りのことができなくなった時に短期間単発の生活支援をする「ふれあいさん」を派遣している。
- (14) 行方不明になる恐れのある方に居場所が確認できる装置の購入費用やレンタル費用を補助している。
- (15) ボランティア活動に関する相談等に応じている。
- (16) 災害時に自力で後片付けなどができない世帯にボランティアの協力を得て災害支援を行っている。
- (17) 生活困窮世帯などに、一時的な食糧支援を行っている。
- (18) 疑似体験によりバリアフリー等の福祉教育を推進している。
- (19) 手話通訳者設置事業の委託を受け、コミュニケーション支援を行っている。
- (20) 障がい者団体が主催する行事等へ助成などの支援を行っている。

10 秋田県立秋田きらり支援学校での取組事例

(1) 小学校、中学校への障がい理解の出前授業の実施

居住地校交流を行っている小・中学校や地域の小・中学校で障がい理解の出前授業を希望する学校に出向いて行っている。令和3年度は、小学校6校7回、中学校1校1回行った。

本校児童生徒の学習や生活について、教材や写真などを提示しながら伝えたり、実際に教材に触れたり、車椅子体験を行ったりすることで、本校児童生徒への理解が広がり「自分たちと同じ気持ちをもっている」「自分から話し掛けて、必要なことを積極的に手伝いたい」などの感想が寄せられている。

(2) 高等学校に進学を検討している中学校、生徒・保護者への情報提供

中学校等に訪問した際に、高等学校への入学を検討している肢体不自由及び病弱・身体虚弱の生徒が在籍している学校の管理職や担任、特別支援教育コーディネーターや生徒・保護者に高等学校入試に関する配慮申請や入学後の関係機関との連携の具体例等の情報提供を行っている。

(3) 交流及び共同学習

地域の保育園、小・中学校、高等学校や、居住地校交流相手校と、レクリエーションやスポーツで触れ合いながら、障がい理解を深め、互いに関わりを広げている。居住地校交流は、令和4年度は、小学部11名9校、中学部2名2校の実施を予定している。また、居住地校交流の事前学習として、障がい理解授業を行ったりもする。ここ数年のコロナ禍においては、オンラインを活用して授業を行ったり、かがやきの丘エリア3校で授業交流を行ったりしている。

(4) 地域との関わり

平成31年度に秋田市民が参加する与次郎駅伝で、中学部・高等部の生徒が給水のボランティア活動を行った。たくさんのランナーと触れ合い、本校の生徒を理解してもらうよい機会になった。

令和3年度より、中学部の作業学習での製品「油取りグッパイ」を隣接する医療療育センター内の売店やJA秋田なまはげ直売センター「いぶきの里」に納品や販売活動を行った。地域の方々と直接交流したり、アバターロボット（OriHime）を仲立ちに遠隔操作をしながら交流したりした。

11 秋田弁護士会での取組事例

(1) 相談体制

高齢者・障がい者に関する相談依頼、任意後見人等の候補者の推薦依頼に応じるため、「高齢者・障がい者のための支援センター」を開設しています。

予約制となっており、料金は、30分以内 5,500円（税込）

（但し、法テラスが実施している法律扶助制度を利用して無料で相談できる場合があります。）

なお、病気その他の理由で来所相談が困難な場合には、弁護士が出張して相談することも可能です。（原則として弁護士2名が訪問します。）

出張相談の法律相談料及び旅費（日当を含む）：30,000円（消費税込）

支援者等の同席が可能で相談担当弁護士が1名の場合は、15,000円（消費税込）で対応しています。

(2) 弁護士会の施設について

弁護士会の建物にはバリアフリーのトイレを設置しています。

12 秋田中央交通株式会社での取組事例

全ての路線バスに「筆談器」を設置している。

13 秋田市での取組事例

(1) 支援者や市民を対象とした研修会の開催（保健所健康管理課）

支援者や市民を対象とした研修会「こころのケア相談セミナー」に、精神疾患に関するテーマを取り上げている。

令和3年度の研修会テーマと講師

テーマ 「アルコール依存症とのかかわり方」

講師 杉山病院 精神保健福祉士 佐藤 光幸 先生

(2) 市民を対象とした理解促進講座の開催（障がい福祉課）

障害者サポーター養成講座

会場 寺内地区民生児童委員協議会（八橋地区コミュニティセンター）

講師 秋田市基幹相談支援センター職員

講座時間 30分程度

参加者数 15名

(3) 市職員を対象とした理解促進講座の開催（障がい福祉課）

障がい者の特性を理解するための研修

講師 障がい福祉課職員

研修時間 1時間程度

(4) 条例パンフレット、ポケットティッシュおよびクリアファイルによる周知・啓発（障がい福祉課）